

平成19年度日野町の財政健全化判断比率 および 公営企業の資金不足比率をお知らせします

1. 健全化判断比率および資金不足比率の概要

《実質赤字比率》

一般会計等（一般会計および住宅新築資金等貸付事業特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

この指標は、一般家庭にたとえると、世帯主の給与に占める世帯主本人の赤字額の比率を示すものであるといえます。

《連結実質赤字比率》

すべての会計（西山財産区会計を除く）を対象とした実質赤字（または公営企業に係る資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。

この指標は、世帯主の給与に占める家族全員の赤字額の比率を示すものであるといえます。

《実質公債費比率》

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3か年平均です。

この指標は、世帯主の給与に占める家族のローン支払額の割合を示すものであるといえます。

《将来負担比率》

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

この指標は、世帯主の給与に対する家族のローン残高の割合を示すものであるといえます。

《公営企業の資金不足比率》

公営企業における資金の不足額の事業規模に対する比率です。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算に基づく健全化判断比率4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率）ならびに公営企業の資金不足比率を日野町議会第4回定例会に報告しました。このたび、町民の皆さんに比率の内容についてお知らせします。

「公営企業の経営の健全化」を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、計画の実施促進のための措置を講じることにより、財政の健全化に寄与することを目的としたものです。

健全化判断比率が早期健全化基準や財政再生基準を超える場合は、財政運営に問題があることとなりますが、下の表のとおり日野町はいずれの指標も基準を下回っています。また、資金不足比率が経営健全化基準を超える場合は、公営企業の経営状況に問題があることとなりますが、健全化判断比率と同様に基準を下回っています。

2. 平成19年度決算に基づく健全化判断比率

区 分		日野町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	—	14.78	20.00
	②連結実質赤字比率	—	19.78	40.00
	③実質公債費比率	17.9	25.0	35.0
	④将来負担比率	132.1	350.0	

※実質赤字額および連結実質赤字額がないため、「—」を記載しています。

3. 平成19年度決算に基づく資金不足比率

指標	特別会計の名称	日野町の比率	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0
	簡易水道特別会計	—	20.0
	公共下水道事業特別会計	—	20.0
	農業集落排水事業特別会計	—	20.0

※いずれの公営企業においても資金不足額がないため、「—」を記載しています。

◆問い合わせ先

総務課 総務担当
☎6550 有線67762